

告 示

埼玉県告示第二百九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十九年埼玉県告示第千三百十六号で告示した富士見都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

富士見市

二 都市計画事業の種類及び名称

富士見都市計画下水道事業富士見公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十九年十月二十五日から

平成三十二年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 分流区域

(1) 汚水

(一) 収用の部分

変更なし

(二) 使用の部分

昭和四十九年埼玉県告示第千三百十六号、昭和五十三年埼玉県告示第八百号、昭和五十六年埼玉県告示第百号、昭和五十八年埼玉県告示第五百三十号、昭和六十年埼玉県告示第七百三十三号、昭和六十二年埼玉県告示第四百九十一号、平成二年埼玉県告示第九百六十八号、平成四年埼玉県告示第千三百九十九号、平成六年埼玉県告示第千二百三十号、平成八年埼玉県告示第千七百二十九号、平成十一年埼玉県告示第百五十二号、平成十四年埼玉県告示第千九百三十四号、平成十五年埼玉県告示第千二百三十二号、平成十七年埼玉県告示第千六百五十二号、平成二十年埼玉県告示第三百四十一号、平成二十三年埼玉県告示第三百九十一号、平成二十六年埼玉県告示第千百二十七号の事業地のうち、富士見市大字南畑新田字尻永、大字下南畑、字前新田、字乘越、字芝原、大字水子字北袋を変更し、大字上南畑字五反田、字鞍掛、字上沼、字砂原前、字堤根、大字南畑新田、字砂原、字登戸、字中丸、字大沼、大字下南畑字沼口、字柳堤、字新道、字葭原を加える。

(2)
(-) 雨水
収用の部分
変更なし
(-)
変更なし
使用的部分